

## 通商司政策の内在的課題の検討

——『新潟一件』を事例に——

崎 島 達 矢

はじめに

### (1) 先行研究の整理と課題設定

明治初年の通商、経済、財政政策を担った二機関に通商司がある。明治二年二月二十二日に設置された本司は貿易に関する一切を管轄するとされ、同年六月に九カ条にわたる強い権限を与えられた。通商司を主導したのは伊藤博文（東京通商司知事）、五代友厚（神奈川通商司知事）、山口尚芳（大坂通商司知事）ら「開明派官僚」と呼ばれる人物らだと言われているが、これらの人物が実際にどのような経緯で通商司を設け、どのように関わったのかは明らかでない。

しかし、彼らがこの時期に主導した様々な政策との関連から、通商司の研究は、諸政策の展開過程の中で前史として取り上げられる場合が多い。例えば、通商司政策の破綻がのちの新政策、つまり廢藩置県

の必要前提だという丹羽邦男氏<sup>(1)</sup>や千田稔氏<sup>(2)</sup>の見解、金札流通策や財政政策に特徴を見出し以後の貨幣政策や銀行政策とともに位置づけた、小岩信竹氏<sup>(3)</sup>、中村尚美氏<sup>(4)</sup>の研究がある。他方で幕藩制期の流通機構を温存しつつ全国的な殖産興業を狙った商法司政策と、その後続く通商司政策を太政官札の流通促進策、あるいは通貨供給策の側面から述べた岡田俊平氏<sup>(5)</sup>や新保博氏<sup>(6)</sup>の研究などがある。

他方、通商司のもとで成立した通商会社・為替会社を会社制度史の観点から位置付けた、菅野和太郎氏<sup>(7)</sup>、間宮和夫氏<sup>(8)</sup>、藤村通氏<sup>(9)</sup>の研究がある。これらの研究は、筆者の問題意識とも関係する「商法Ⅱ商いのやり方」の移殖・導入という視点から、通商会社・為替会社の組織や経営の検討を行っている。本論でも後述するように、通商司政策は「商法」、「商律Ⅱ商業の規律」を立てるために行われたというのが第一義であった。これらによって明らかとなったのは、会社の社員に各地方の近世以来の御用商人層を取り込んでいること、社員に営業資本として提供した資金の返済が滞ったこと、会社の意思決定に通商司官

員の干渉、つまり公私混同があったことが挙げられる。特に間宮氏は、本論でも取り上げる新潟と中央政府の意思疎通が、不十分かつ調整されないままであった行政上の欠陥を指摘した<sup>(10)</sup>。

しかし、上記のいずれの研究においても、通商司の挫折要因は外国資本から抗議であった、というのが一般的な考えである<sup>(11)</sup>。勿論、明治初年の日本は近代的な国家制度が定着しておらず、特に貿易面では外国からの強い非難にさらされた。しかし、通商司の挫折要因を外国から抗議で一括することは、近代国家形成過程で日本がどのような内在的課題を認識し克服していったかを見落とすことになり兼ねない。そういう視点から、本論では通商司が関与した行政処理の検討や、地方と中央政府の間に見られた齟齬の内実をみることで、通商司政策の挫折の要因を探る。

とはいえ、通商司の置かれた時期は、府藩県三治制が採られ、統一的な政策・行政が存在しない。政府官員の中でも統一的に政府や官庁の意図を実行できるような指導と体制が整っていたとはいえない。開港場に関して言えば、明治初年の開港場は外国官―外務省の管下に置かれたが、実際の職務は各開港場によって異なり、特に通商・貿易面では品物や販路、流通網などによって、各港特有の商習慣のもとに処理していたと考えられる。行政機構が改廃を繰り返して、かつ政府官員の経験の浅いこの時期に、省や司の指示に従って各港で確実に方策が実施されるとは限らないのである。言い換えれば、当該港において独自に、必ずしも他港との調整を経ることなく問題に対処していたのがこの時期の特徴といえよう<sup>(12)</sup>。

## (2) 「新潟一件」と本論の構成

本論副題で記した「新潟一件」とは、明治三年六月から明治四年末にかけて新潟通商司の施策に対する外国の抗議に端を発し、外交問題のみならず民部大蔵本省と新潟通商司の政策認識の齟齬や、中央政府と新潟県庁の行政処理上の齟齬、新潟県庁の官員の人事問題へも波及した事件である。「新潟一件」に関しては「新潟通商司之処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使抗議一件」(外務省外交史料館蔵、B3371、JACAR (アジア歴史資料センター) RefB10074437400、以下「英国公使抗議一件」と「商社輸入商品課税二関スル新潟県及英普領事交渉書類」(「大隈文書」イ14A2327、早稲田大学図書館蔵、以下「交渉書類」という相互補完的な史料が残っている。「新潟一件」は本論の課題に対して、開港場の出張通商司における問題の処理過程をみることや、通商司官員が有していた問題、政府の通商司の弊害に関する認識を検討するのに好材料である。

本論では以下のような構成をとる。まず第一章で「新潟一件」の過程を概観しながらその処理過程を描出する。その際、一件の処理過程と、各省の開港場における管掌規定の変遷との関連性を考察して位置づけを試み、「協議」による処理から、外務省主導の一件処理がなされていったことを述べる。一件の内容面では商律の発令主体が問題となっていたことを指摘する。

第二章では、商法、商律という言葉に注目しながら通商司の設立目的を再考する。通商司が会計官下において九カ条の権限を与えられる背景に、実際の商業とその規律となる「商則」が「支離」することのないような商律形成を目的とする五代友厚の意見書があったことを指

摘し、実際の布告では商律という言葉を残しつつも、五代の意思とは相反するものとなったことを述べる。

第三章では、第二章で確認した商律形成の目的の遂行にあたって発生した問題を、第一章で述べた「新潟一件」から考察し、その後の商律の形成過程へ位置づける。「新潟一件」を処理した本野盛亨新潟県大参事は、官吏は商律を定めるのではなく、商社が定めた商律の当否を糺すに過ぎないと、公私の分界を理解していた人物である。五代友厚や本野の見解、「新潟一件」で露わになった問題を引き継ぐ形で渋沢栄一の『会社弁』と『立会略則』があることを指摘し、その後の商律形成過程への展望を述べる。

## 第一章 開港場における外国関係問題の処理——外務省

### と民部・大蔵省の管掌——

本章では、まず通商司政策の新潟港における展開を「新潟一件」の史料に則して概観する。特に一件の処理過程に注目して、開港場における外務省と民部・大蔵省の管掌の形成課程のなかで、通商司政策期にみられた外国関係問題の処理上の課題の指摘を試みる。開港場行政事務の分掌過程に関しては湯川文彦氏の研究がある<sup>13)</sup>。同氏も指摘しているように行政事務に注目した体系的な研究は少なく、本論における「新潟一件」も個別事例の域を脱しない。しかし、「新潟一件」は複数省官庁にまたがる問題の処理という視点から、通商司の性格の一端を解明する重要な意味があると考えられる。

なお、本論で登場する外国官・会計官・民部官は慶應四年四月の政体書に基づく太政官制における中央官庁であり、版籍奉還後の明治二

年七月の太政官制においてそれぞれ外務省・大蔵省・民部省へ連なっていく。明治二年七月以降の太政官制下の民部・大蔵両省は、合併と分離を繰り返すが、「新潟一件」の時期はおよそ合併期に当たするため、本論では民部大蔵省と一括して表記している<sup>14)</sup>。

### (1) 開港場における外国官・会計官の管掌

明治二年二月、外国官下に通商司が設置され「今般諸開港所ニ於テ新ニ通商司ヲ取建貿易一切管轄可致旨被仰出候事<sup>15)</sup>」とされた。一方、開港場における管掌は、明治二年四月の「外国官規則」に示された。

「諸開港場ハ総テ当官管轄タルヘシ」と外国官の開港場管轄権を示し、例えば「諸開港場官員ハ五等官以上黜陟ハ一応当官知事副知事へ御諮問アルヘシ<sup>16)</sup>」と人事権を規定した。通商司が外国官下にある限り、他官と管掌が重なることがないので、重大な問題とはならなかった。

しかし、同年五月に通商司は会計官へ転属される。そのとき会計官へは「会計前途ノ目的相立候迄ノ間<sup>17)</sup>」と達せられるも政策の内容に特別な指示はなく、貿易の管轄に加えて商税収入に重点を置くものとなったと考えられる。その後、六月二十三日の太政官達で「商律御取設」が掲げられる<sup>18)</sup>。同月の「外国官職制<sup>19)</sup>」では、第三条「内地諸開港場ノ貿易ヲ監督領承ス」、第六条「諸外国へ出て在留又ハ往來スル日本諸商民ノ貿易事務ヲ総裁ス」、第十一条「諸開港場ニ属スル地方官ノ事務ハ内政ニヨルト雖モ外国人居留地等ノ関係アルヲ以テ民部官ト協議スルノ権アルヘシ」、第十二条「外国ヨリ負ヒタル諸償ノ償方及諸貿易上ヨリ得ル諸税并利益ハ外国官是レヲ関係シ其処置宜シキヲ得サル時ハ其責ニ任スヘシ依テ富饒ヲ起ス基業ハ本官ノ兼任タルヘシ」と、通商司が転属したとはいえ、外国官は諸開港場および貿易に関す

る行政について相変わらず管掌の権限を有していることが示されている。特に上記三カ条は、外国官側が開港場において枢要である貿易事務や関税業務を決して手放した訳ではないことを表している。

こうした中で通商司は、「物価平均流通ヲ許ルノ権」・「両替屋ヲ建ルノ権」・「金銀貨幣之流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ権」・「開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品ヲ指揮スルノ権」・「廻漕ヲ司ルノ権」・「諸商職株ヲ進退改正スルノ権」・「諸商社ヲ建ツルノ権」・「商税ヲ監督スルノ権」・「諸請負法ヲ建ツルノ権」の九カ条の権限を与えられた。<sup>20</sup> 特に「開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品ヲ指揮スルノ権」と「商税ヲ監督スルノ権」は明らかに「外国官職制」と抵触するものであった。つまり、通商司が転属することで、依然開港地の業務に権限を有する外国官と、新たに開港地の貿易・関税等の業務に関する権限を得た会計官の管掌が重なり、対立を引き起こす可能性が生じていたのである。

外国官―外務省が作成した開港場の問題処理の手続き規定は、明治三年四月十四日付で制定された「外務省省則」<sup>21</sup>、「外務省規範」<sup>22</sup>に表れている。「外務省省則」では「各港貿易ノ盛衰ヲ廉察シ方法ノ可否ニ付其地方官ニ告及民部大蔵省ニ協議スルノ理アリ」と開港場における行政は民部大蔵省との協議が必要との認識が示され、「外務省規範」<sup>23</sup>では外務卿の職掌として「各港ニ於テ彼我一定セサル事件ハ其國ノ公使へ直ニ書送又ハ対話ニ及ヒ事結局ノ上ハ其地ノ我官員ニ属セサルトイヘトモ之ニ下命スルノ権アルヘシ」が規定され、外務卿が外務省以外の官員にも命令する権限があることが示された。つまり、通商司が民部大蔵省下にあるこの時期、開港場における貿易事務や関税業務は、開港場の「内政」同様に外務省と民部大蔵省の「協議」で処理する方針をとった。一方で外務卿は、開港場における問題に対して、外務省

以外の官員にも命令する最終的な裁定権を有していたと考えられる。以上のような背景のもとで処理されたのが新潟一件であった。

水原県分局の新潟局が管轄していた新潟港<sup>24</sup>における通商司の設置は、明治二年十二月十日に決定された。<sup>23</sup> 通商司官員の職掌として、為替・通商両会社の設立と通商司支署及び両会社の建設などが示されたが、事務処理上の具体的な規則などはなく「商業ノ隆替ニ関スル事項ニシテ紙筆ノ尽シ難キ者有ルニ会ハハ臨機ニ上京シテ取決ス可シ」とだけ記されていた。

## (2) 新潟一件の発覚と協議による問題処理

明治三年四月五日付の新潟県庁から外務省宛の申達で、本野盛亨新潟県大参事<sup>24</sup>は「当地〔新潟県―筆者注、以下同じ〕為替会社・商法会社之義に付」、英字岡士（イギリス・ドイツ領事）から抗議の書簡があった事を報じた。抗議内容は共に、商社の規則及び同年三月十三日布告に対して「無理に日本商人を商社に加入せしめ、閣下〔新潟県知事三條西公允〕御取立之此政府会社之一株のみ」で商売しようとする事、あるいは「規則之定律」つまり三月十三日布告は、日英間・日米間の通商条約に違背しているため、取消を求めるといったものだった。三月十三日布告は次に示す通りである。

当港輸出入諸売買品口銭或ハ手数料と唱へ、是迄下方自儘勝手ニ受取之、更ニ無商律段相聞、不埒之事ニ候以後輸出入諸品共、其時々商社会社へ相届改ヲ請可申、依ては下方相対ニて口銭・手数料受取之義不相成、向後別紙之通手数料取方御改定相成候条、心得違無之様可致事、

但、抜荷・密商其他不正之品有之節ハ、其品取揚ケ、急度可及

沙汰候条、小前末々迄不洩様、早々可相觸示者也

午三月十三日

新潟局

検断へ

覚

一、北海道産物類

壹割宛受取之

内

四分

税上納

式分五厘

商社積金

三分五厘

取扱人世話料

右着荷物、入札或は相對ヲ以公平之相場売捌之上、前書口銭、

荷主より受取之、尤税済入津之分ハ、手数料六分受取之事

水油

一、輸入 塩 繰綿 蠟 砂糖 紙 傘 木綿 呉服 釧 銃

四分請取之

〔中略〕

一、大廻り荷と唱ひ候分ニても、当港ニて売捌いたし候分ハ、右

同断

一、輸入 竹 材木 七島産 素麵 炭 石炭 石筵 笠

五分請取之

〔中略〕

一、輸出 米 口銭

四分請取之

〔中略〕

一、輸出 油 粕 酒 干鰯 菜種 糖

六分請取之〔後略〕

問題は、「新潟局」から「検断へ」という、新潟港を統治する行政機構から町の肝煎<sup>(26)</sup>へ触れるという形式をとる一方で、覚書の各手数料内に民間の建前をとる「商社」への積立金が含まれている点にある。

民間商社の手数料規定を新潟局の名で公示することは、租税を規定してしまっているのである。本野大参事は、規則・布告内における手数料は商社内の規則で政府は関係ないと両国岡士へ弁解した。つまり、

三月十三日布告は商社内のいわゆる社内規則であり、「新潟局」から「検断へ」の布告は間違いであると、あくまで民間商社内のものであるとの認識を示した。そして、商社の設立を許可し、「上に通商司役

人を置、其商律之当否を糺すべきの旨、我政府の命あり、右は東京民部省中之ものにて我配下にあらず」と、通商司の役人は商律を糺す任を負っているが、県庁は直接に閥知するところではないとも両国領事へ回答した<sup>(27)</sup>。以上の概況を外務省へ十六点余もの資料を添付して報告

したのである。これを受信した外務省は、書翰を受け取ったことを新潟県に四月二十日付の返書で伝え、先述の「外務省規範」に則って東京において英国公使及び関係省と連絡をとり、四月二十二日（寺島宗

則外務大輔・伊藤博文大蔵少輔・英国書記官アダムス）、五月三日（沢宣嘉外務卿・寺島・大隈重信大蔵大輔・伊藤・渥美兵庫県参事・英国公使パークス（Sir Harry Smith Parkes））、五月二十二日（寺

島・英国書記官シーボルト（Alexander George Gustav von Siebold）と会談を重ねていくことになる<sup>(28)</sup>。

四月二十二日の外務省での会談で、アダムス（F.O.Adams）は新潟一件の抗議と新潟県庁人事の刷新を訴えた。これに対し伊藤は民部省での評議の結果を踏まえ、英李両国の抗議を論理的には認めアダムス持参の書類に下ケ札（以下、四月下ケ札）をした。しかし、これよ

り前に出府した本野大参事は、新潟局が三月十三日布告を發した事實はないと弁明していた。そのため伊藤は反論して、アダムスの事實誤認が書損じであると指摘した。一方で新潟県庁人事に関しては、伊藤は民部省の立場から不関与を表明した。その後新潟県では現地の外務大属、外務少属が英亨岡士と会談し、三月十三日布告を取り消し、従前の通りに戻すことを確認した。<sup>(29)</sup>

五月三日の会談では、パークスが、禁止の町触等の布告一般は地方官員ではなく政府から發すべきことを主張し、貿易を妨害する通商司の廃止を求めた。しかし日本政府側は先の本野大参事の弁明を根拠に態度を保留した。<sup>(30)</sup>

五月二十二日の会談では、シーボルトより新たに新潟商社の門前に触れられた新たな布告に関する質問を受けた。五月の布告の内容は史料からは明らかでないが、通商司を管轄する民部大藏省への照会が必要となったようである。そのため外務省は翌日付で民部大藏省に対して書翰を送り、即日民部省から調査するとの返翰を受けた。さらに、新潟県から外務省へも、書翰によって状況説明と問題の原因に関する報告があった。以上の手続きを取り、解決に至ったのである。<sup>(31)</sup>これは「外務省省則」、「外務省規範」の基づき外務省を中心とする民部大藏省、新潟県との書翰の通信及び協議によって迅速に解決された例といえる。

しかし、このような事件処理の背後で、外務省は五月五日付の太政官への上申によって、貿易を監督するためには、開港場の地方官・民部省通商司と交錯する職掌の関係を明確化する必要があると述べた。<sup>(32)</sup>そして六月十日の「外務省法則」<sup>(33)</sup>では省中分課において、事務を「貿易訴訟府藩県事務」・「職務進退制度事務」・「文書司中三課事務」・「官

省往復事務」・「書籍諸務金銀出納事務」に分けて規定した。その内、「貿易訴訟府藩県事務」は「各港の貿易を審査し、輸出入税を審らかにし、訴訟を論判し、府藩県の往復文案を勸署する等のことを司る」と説明された。つまり、外務省はこの法則で、開港場や外国関係の事務や問題に対する権限を四つに分担、明確化した。

このように、あくまで通商司は民部大藏省の管轄下であるとしながらも、外務省は開港場の事務・事件に関与し、中央では外国公使及び関係省との、地方では県庁との連絡網の中心となって処理を行っていたと考えられる。先述のように外務卿が、「事結局ノ上ハ其地ノ我官員ニ属セサルトイヘトモ之ニ下命スルノ権アルヘシ」と省官庁横断的な権限を有することを規定していながら、外務省としては直接的にその解決を図ろうとせず、通商司を管轄する民部大藏省への取次ぎと東京における認識の共有に留めていたことが窺える。一方その背後で、外務省が開港場の外国関係問題に関する権限の明確化を志向するとともに、民部大藏省との地方事務の分任を進める傾向にあった。<sup>(34)</sup>両省が強調しつつ分任へ向かうなか、以下に述べるように、六月七日付の新潟県から外務省への書翰において報告された問題の対処に関して、外務省と民部大藏省の歩調の乱れが露わになってくる。

### (3) 外務省の一件把握と通商司追及

「一昨四日〔六月四日〕、英國書記官アダムス岡士ツループ共参庁通商司商社一条品々及引合候、右者當港（新潟港）商社仕法向之布告其外申合等数ヶ条書取を以ツループより先般同國公使江差贈候処、同人より御省江御談判之上民部省江御打合廉々御下ケ札を以御答相成候由之書面差出自今当地商社取扱向キ与齟齬いたし候旨申聞候」（傍線部

筆者)。これは六月七日付の新潟県から外務省宛の書翰の一部である。傍線部にあるように、新潟商社に関するアダムスと在新潟領事代理トゥループ (James Troop) の報告を受けた英国公使パークスが民部省に談判したところ、民部省は書類に対して下ケ札 (以下、六月下ケ札) によって何らかの回答を行っていたことが分かる。しかし、この事実を新潟県庁は把握していなかった為に返答に窮し、東京での民蔵省の会議済の事項は「先般原口通商少佐持参之手控ニ而一見候迄ニ而此地江留記も無之<sup>36)</sup>」とアダムスへ述べたところ、「一体外国互市之地において、商法大関係之御応答向は、不洩心得居不申候ては、不都合は申迄も無之」と非難を受けた。以上の理由で、東京での「商社一条之応答書類其他」を送ってほしいとの申入れであった。<sup>37)</sup>

外務省もパークスと民部省の間の六月下ケ札を把握していなかったので、六月十三日付で民部大蔵省に対し応答書の新潟回送と新潟「商社取扱向キ」の変更・廃止事項の照会をし、同時に新潟県へは民部省へ照会中であることを返答した。しかし、民部大蔵省からの返簡はなく、十七日に再び「口達に而者發揮と不致」として「御廻し申候書類江御付札」をするよう催促した。

その後も民蔵分離問題の影響であろうか、分離の決定する七月十日まで新潟一件に関して関係官庁と英公使との協議はなかった。その間、外務省では七月三日に「外務省上申」を太政官へ示し、「万機輻湊ノ間或ハ首尾不相貫、外國ヨリ議論ヲ来候上取調候へハ既往ニ属シ挽回ナシ難キ事柄モ有之御為筋不宜候、以来ハ大小軽重ニヨラス外國ニ関係ノ事務ハ一応当省へ御下問ノ上可否得失御決定相成候様仕度此段兼申上置候<sup>38)</sup>」と監督範囲の拡大の方針を鮮明にしていた。

七月十日に延邊館において漸くなされた会談<sup>39)</sup>では、民部省は新潟通

商司の改革について六月下ケ札でパークスに伝えていたが、アダムスが新潟県知事並びに本野大参事へ照会したところ、両者は承知していなかった。そのため、この改革の件は民部省から新潟県庁へは伝達されていないことが判明した。これに対し大隈は「通商司改革下ケ札者本野出府之節一応一覽為致候儀ニ而不存趣意無之」と六月下ケ札を「一覽」させたとしか回答できなかった。<sup>40)</sup>

民部大蔵省のこうした様子に対し外務省は、「新潟一件」の処理に対してより積極的に関与していくようになる。会談の後、「同所〔新潟県〕通商司引揚相成候段、新潟県本野大参事江御達相成候趣と承知右御達面見合度候間御差越有之度、尤御口達ニも候て無趣意御書取御差越有之度候<sup>41)</sup>」、つまり、外務省は民部省に対して、新潟通商司の取扱いについてパークスに六月下ケ札を付して送った書類を外務省へも回送して欲しい、という内容の書翰を送ったのである。それでもなお民部省からは返翰がなく、再度「通商司処置施設ニ付各国公使より毎々苦情申立之義不少、〔中略〕申立を信用致し候ニ者無之候得とも、通商司一体之規模定則を熟知致し不置候而者彼は差支多く候間、右ニ関係いたし候緊要之規則其他之書類早々御廻し有之候様<sup>42)</sup>」と一件のみならず、通商司という機関そのものの把握に乗り出そうとしていた。大蔵省は「緊要之書類」は「創業之義ニ付未規則書之類無之」と返答し、通商司が特別定まった規則のないまま運用されていた事が発覚した。

#### (4) 一件の結末

沢は通商司と地方官との事務管掌上の弊害を認め、「知県事に秘して為事もあり、地方之事等も司り、兎角妨」げになっているとして

「廃却」すべきとの見解をパークスに漏らした。<sup>(43)</sup>パークスは「通商司改候廉之書付を、直ニ同人〔本野〕之手ニ渡せしにや、或ハ後より遣せしにや」と民部大蔵省の文書伝達の手抜かりを突くと、沢も「後より送り遣せしと申ニ疑いあり」と民部大蔵省の対応に疑念を抱き、

「民部・大蔵分省ニ相成候故、早く取調候ハズハ面倒ニ相成、一日も早く取調之積」と民部大蔵分省によって事実が霧消することに危機感を持つていた。一方、大隈と伊藤は、沢に対して新潟には後に差し廻したと話していたが、実際に新潟へ回送されたかどうか確認がとれない状況にあった。新潟県と民部省および外務省間の情報伝達・共有については、沢が平松時厚従四位に対して「彼地より書状等にて申越候より、直ニ太政官へ申立候得は、諸事容易ニ運ひ候」、「通商司は知権事之配下ニ無之故、困り入候」と言わせるほど通商司が妨害となっていた。

その後、本野は東京へ出府し委細を尋問されたようであるが、同月末付の書簡で新潟の平松県知事に対して、「大蔵外務両省之間事故有之候ニ付、無抛滞留罷在議ニ御座候尤彼事□ハ全大蔵両輔之粗満ニ出テ候事ニ決着仕候<sup>(44)</sup>」。さらには「伊藤少輔間違之次第引合可申多分大蔵敗北之様子寺島ヨリ致承知候、併しパークス帰着までハ小子帯京不致而ハ結局纏兼候ニ付御引留相成居候、右一件落着次第早々帰県之心得ニ御座候<sup>(45)</sup>」と、伊藤の間違いが明らかになり、大蔵省の敗北に決することは時間の問題であると述べている。

本野の述べた通り、十一月一日の沢、水野、パークスの応接記録にみられる記述では「元野〔ママ〕之義全く同人之罪ニ無之大蔵省之間違ニ而伊藤より其段公使江申入、其細説ハ伊藤洋行取込ニ付、参議大隈ニ而引合御相談可致〔中略〕伊藤洋行ニ付跡談判纏り不申候而者不

都合ニ付心配致し候処、大隈引受と申事ゆへ」と、大蔵省の間違いが認められ本野の無罪が決定した。<sup>(46)</sup>

## (5) 小結

開港場における管掌に関してその権限の保有を示しつつも、官省相互の管掌範囲の明確化がされなかった時期において、開港場における問題は、県庁と連絡を密にする外務省を中心に民部大蔵省、外国公使、県庁との会談と書翰の往復によって解決が図られていたことが新潟一件によって明らかになった。それは、通商司が民部大蔵省管轄下にあるために、外務省が県庁と民部大蔵省との取次ぎと認識の共有に努めていたからだと考えられる。しかし、民部大蔵省と県庁との伝達の不備、処理の遅滞が明白になってくると、外務省は一件と通商司そのものの把握に乗り出した。一方、民部大蔵省においては開港場における行政に関して規則を設定し管掌範囲を明確にしようという動きが見られず（両省の史料の残存状況の違いにも注意が必要であるが）、わずかに明治三年五月二十五日の「改正掛分課規則」制定<sup>(47)</sup>、同年六月七日の外国掛設置で外国事務に關涉する書類の集約を図ることに開始した<sup>(48)</sup>と考えられる。同年八月に通商司の「処務条規」が制定されるが、それは後の明治四年に渋沢栄一が作成した『立会略則』（後述）によって示された内容とほぼ同一であり、通商司官員の職掌や規範といった外務省が求めるような「緊要之規則」と呼べるものではなかった。

このように外務省の行政処理と比較すると、民部大蔵省の開港場に関する処理は、規則が全く設けられぬまま運用されていた機関を介在するという問題を有していた。この事態は開港場の事務を確立しようとしていた外務省にとっては、改善すべきことであった。むろん機関



を担当する省に責任があることは明らかであるが、外務省と民部大蔵省では「司」という機関の位置づけが異なっている点、外務省の論理に依れば「司」を「緊要之規則」のないまま成立させている点など問題点が指摘できる。明治初期において、「司」を設けることに如何なる意味があるのか今後解明されなければならない。

## 第二章 通商司政策の目的の確認——「商律」確立——

### (1) 外国官属下の通商司

第一章で述べた通り、通商司は明治二年二月二十二日に外国官属として設置された。太政官達<sup>(50)</sup>によれば「今般諸開港所ニ於テ新ニ通商司ヲ取建貿易一切管轄可致旨被仰出候事」と貿易に関する全てを管轄する部局とされ、「以来諸官并府藩県共外国人へ諸品買入注文等総テ通商司へ相届免許状ヲ請候上ナラテハ一切不相成候」と外国人との交易は全国的に通商司の免許状を必要とすることとした。しかし「諸官府藩県共会計前途ノ目的相立候マテハ買入注文等相見合セ」と付言し諸官、府藩県の財政の再建が優先されており、「買入注文」つまり輸入を停止することを命じた。

次に同月の岩倉の「会計外交等ノ条々意見」<sup>(51)</sup>をみてる。以下はその抜粋である。

一、今度外国人ト交易ノ規則ヲ立テ上下一般何ノ品ヲ論セス相対ヲ以テ勝手交易スル事ヲ禁シ総テ通商司ニテ管轄有之度候、其品物代金ノ取引方ハ一年ニ一度或ハ兩度ノ期限ヲ定メ通商司ニテ其総計ヲ勘定シ、縦へハ横浜長崎兵庫等ノ諸港一年出入高、我邦ヨ

リ渡シ候品代金七百二十万兩ニテ、外国ヨリ買入候品亦七百万兩ナラハ其七百万兩ヲ差引セシメ残り二三十万兩ハ代金ニテ受取可申、右ノ如ク彼我共ニ其代金ノ員数ヲ総計シ手形取引同様ニ致シ候ハ、屹度交易ノ御規則相立可申候。(句読点、傍線筆者、以下同じ)

明治二年二月二十二日の太政官達との相違は「外国人ト交易ノ規則ヲ立テ」たいという考えが示された点にある。その「交易ノ規則」は、外国との交易全般を通商司が管轄して年に一、二度「出入高」を総計し、差額のみを現金で決済する「手形取引同様」の制度を設ければ実現するとの見通しを立てている。各港内の交易を一括して「手形取引同様」とする極めて集権的な構想だといえよう。

しかし、次節にみる五代友厚の意見書は岩倉とは相反して、商人に對する「商法」(「商いの方法」)の浸透策を主張している。

### (2) 五代友厚の意見書

二月の太政官達の後、通商司に関する太政官達は六月末に三度発せられるがその間に五代友厚の「商律商社取調之大略」(以下「大略」)が作成された。<sup>(52)</sup>「大略」とそれ以後の三つの太政官達は、二月の太政官達や岩倉の意見書とは趣を異にするので逐一掲示して検討したい。五代の「大略」は「第一」〜「第七」から成る。まずは「第一」と「第二」についてみる。

#### 第一

一、商法政府自ラ之ヲ為スヲ禁ス。遍ク下商民ニナサシメ政府ハ、商家益分之多寡ニ応シ多少ノ商税ヲ収メシム。是政府ニ於テ商ヲ開クノ大着目也。

但、政府商事ノ成サルヲ得サレハ某ノ商社ニ加入シ其出金高ニ  
応シ益分ヲ配割スベシ。

## 第二

一、海内商ヲ開カント欲セハ、第一商律ヲ立ヘシ。商律立サレハ  
商業ナリカタシ。故ニ府藩県一般ニ左之布告ヲ乞フ。

一、商業売買取組候節ハ趣意巨細ニ約定証書ニ頭ハシ、同文ニ  
通ヲ相認メ、互ニ名印及割印ヲ居ヘ、双方一通宛控ヘ置クヘキ  
事。

一、商業ニ付、金銭及品物ヲ借り返済ノ期限ヲ過シ等閑ニ致シ  
候者ハ可罪事。

一、商物売買ノ期限ヲ約シ、其約ニ違ヒ或ハ、相場下落等ヨリ  
約ヲ背キ候者ハ、可為曲事。

一、偽物ヲ以テ人ヲ欺ク者ハ、可罪事。

但、葉種類ハ人命ニ拘リ候儀ニ付、其罪不軽モノナリ。

一、手元ニ無之品有之躰ニ申偽リ売買スル者ヲ禁ス。

右之通、商律被召建候條心得違ノ者於有之ハ其罪ノ輕重ニ依リ、  
相当ノ罰金可申付、事柄ニ依テハ嚴科ニモ可処條可得其意事。

まず「第一」冒頭の「商法」は、商業に関する法典を意味するので  
はなく、商業の方法、やり方あるいは漠然と商業という程の意味で用  
いられている点に注意がある。従って「第一」は、商業は政府が行う  
ものではなく「遍く下商民」に任せ、政府は商家に利益に応じて商税  
を納めさせる。この点に政府が商業を振興する意味があるとしている。  
民営主義的な商業論である。しかし、但し書きでは政府が商社に加入  
して利益を「配割」しうる余地を残している点で純粹な民営主義とは  
言い切れない。五代が民営主義に近い商業論を述べた理由を探るに

は、この時既に官職を辞して民間へ入ろうという意思があったことが  
手掛かりとなる。『大略』作成と同じ頃の五月十五日、大久保利通  
に対して「我民間に入つて、率先国利民福を謀るべし〔中略〕官民の  
間に介立し、一般の商工業を鼓舞奨励して、我国民業の振起を謀り、  
国家の富強を期せん」と、民の立場から官民を仲介しようとしていた  
ことがその表れである。

「第二」では、商業振興の第一の課題は「商律」の確立だとする。  
そして商律確立のための五カ条の布告案が示される。(一) 売買取組  
の際に約定証書二通を認め割印を付すこと、(二) 金銭品物の返済期  
限の厳守すること、(三) 商品売買の期限を定め実行すること、(四)  
偽物の品による詐欺を禁じる、(五) 手元のない品物があると偽って  
売買することを禁じる、以上に違反した場合は罪の輕重に応じ罰金あ  
るいは嚴科に処すというものである。

「商律」とは商業の規律を意味していると思われる。そして「府藩  
県一般ニ左之布告ヲ乞フ」とあるように全国統一的な「商律」の形成  
を目指すものである。しかし、五カ条の布告案には決して特殊な事項  
は書かれていないといつてよいであろう。となれば、内容よりも商慣  
行としてはありきたりなこの五カ条を掲示することに意義を求めらるべ  
きではなからうか。

では、この「商律」確立の要請と布告案の意見の背景にはどのよう  
な認識があったのかを探ってみよう。五代の伝記に依れば、五代は欧  
米と対峙し富強を競わないといけないという對外認識のもと、「優勝  
劣敗は、商戦利闘にあり」と商工業の振興が不可欠であるが、知識を  
啓発し富國を講じ、「鎖國の旧慣」を脱する必要があると考えていた。<sup>(54)</sup>  
「優勝劣敗は、商戦利闘にあり」という考えはまさにひろく明治初年

の貿易、通商政策の根底にあるものである。一方で、明治初年は「富国」という国家の長期的課題の前に、実務レベルでの課題を抱えていた。貿易、通商に関して言えば、品物の売買を規制する法律は存在せず慣習によって秩序が保たれていたが、異なる慣習をもつ外国商人と交易を開始したとき、自由貿易に抵触しない形で慣習の修正と、互いの商業上の信頼構築のための商業規則・制度の形成⇨成文化が必要となる。つまり、国内的には全国統一的な「商律」の形成、対外的には慣習の修正と成文化という課題が生じていたと考えられる。そのため日本では明治商法典の前提となる国立銀行条例（明治五年）、米商会所条例（明治九年）、株式取引所条例（明治十一年）、日本銀行条例（明治十五年）、正金銀行条例（明治二十年）などが必要に応じて単発的に作成・発令されることになる。<sup>(55)</sup>

しかし、五代の「商律」形成の論理では、近代国家の存立に不可欠な法制という側面からではなく、あくまで富国に直結する方法として成文化された「商律」が要求されているところに特徴がある。若干時期があくが明治二年五月十五日の大久保との会談の後、官職を辞して五代が民間へ下り、大阪商法会議所を設立したとき、まず取り掛かったのが商慣習の調査であった。次の引用は明治十一年九月二十八日、大阪商法会議所の定式第二次会の日誌、「諸商業仲間ノ成則ヲ設クル議案」からである。<sup>(56)</sup>

方今商業ノ景氣勢ハ自己一身ノ商法ニ属シ、同業相扶クルノ法ナク、奸ヲ破リ業ヲ勸ムルノ規律ナシ。欧米各国ノ商法ノ如キハ、東縛ノ法ハ素ヨリアルコトナシト雖モ、数年経験ノ慣習自ラ成則トナリテ、其実施スルヤ百般此成則ニ依リテ弊習ヲ除キ、商業商則（商業の成則）支離スルナク、我国ノ如キ弊習アルコトナシ。

故二日ニ増シ月ニ長ジ今日ノ隆盛ヲナスニ至レリ。内国ノ商則未ダ確定セズ、〔中略〕如此ナル状況ナレバ各国ニ対シテ貿易ヲ為スモ国家ヲ富マシムル能ハズ、豈ニ遺憾ナラズヤ。

欧米各国の商業は、慣習を「成則」として弊習を除去し、商業と「商則」が乖離することなく貿易を展開したために隆盛に至った、と欧米の商業繁栄の要因をみている。「商業商則ノ支離」という視点は、しばしば外交問題へと発展した明治初年の商業分野の実態を映し出しているといえよう。新たな「商法」は「東縛ノ法」ではなく「同業相扶クルノ法」であると述べているのは、明治元年以降の明治政府による統一的な商業・流通政策や、明治政府が制定した「商則」が、民間商人にとっては「東縛」であったことを表している。そして「商則」は慣習に基づくものであり、その確定は民間の手によるべきだという認識を示している。幕末に欧州を巡歴した開明派官僚と共通の認識を持ちながらも、五代の目は産業の移植ではなくまず「商法」、「商律」つまり商慣行の成文化や、その「商則」に対する認識の変革が必要であると見ていたのである。<sup>(57)</sup>そして商慣習の調査とともに着手したのが「両替屋」の設立であった。「両替屋」は既に本節の「大略」の「第三」の一条目に掲げられていた。以下は「大略」の「第三」の「第七」である。

### 第三

一、商法ハ第一金錢ノ融通ニアリ。金錢ノ融通ハ両替屋ニ依テ生ス。故ニ商業ヲ盛ニセンカ為歐羅巴巴バンク之規則ニ随ヒ両替屋ヲ開クノ仕法左之通。〔後略〕

### 第四

一、諸商孤立ノ法ヲ漸ク廢シ商社ノ法ヲ立ル、其趣向ハ海内ノ諸

商未タ商社ノ甘味ヲ知ラス、令スト雖モ行ハレズ、故ニ従来ノ家株ヨリシテ之ヲ與ス〔後略〕

#### 第五

一、蒸氣飛脚ノ法ヲ設ケ、内外物品ノ流通ヲ助ケ或ヒハ、内外物価ノ昇降ヲ開港ノ諸港ニ通シ、商法ノ權ヲ我ニ復セシム我枢要ノ急務也。〔後略〕

#### 第六

一、金銀紙幣ノ相場及物価ハ政府之ヲ立ルノ權ナシ。下商民時ノ勢ヒニ任スベシ。

#### 第七

一、紙幣五百萬兩宛東京浪華ノ兩府ニ分カチ兩替屋ヲ立テ、貨幣ノ權ヲ我ニ復スルヲ助ケ或ヒハ諸商社ヲ開クニ貸シ、飛脚船ノ要用ヲ助ケシム。〔後略〕

まずは金銭融通のための兩替屋の設立、続けて商社、蒸氣飛脚、金銀紙幣相場と物価の放任が挙げられる。これらは明治二年六月の太政官達の一部をなしているといえよう。「大略」は最後に「右之趣向ヲ以テ東京浪華兩府ニ於テ商律ヲ定メテ、各々盛ナルニ随ヒ諸国各藩響ニ応じ、令セシテ忽チ海内一般ニ行ハル、ニ至ルヘシ」と締めくくり、再度「商律」の確定を強調している。

### (3) 「商律」形成

次に、明治二年六月の一連の(二十三日、二十四日、二十七日)の太政官達について検討する。まず二十三日の達しは三都府、諸開港場へ宛てられたものと考えられ、

三都府諸開港場其他処々へ府藩県ヨリ産物売捌ト唱へ、商会所取

立役人出張、米穀其外買シメ致シ、諸品追々不融通ニ相成、商民一般ノ難渋不少候、是迄一定之商律不相立候ヨリ威權ヲ以テ銘々勝手之商業取開甚以不都合ノ事ニ付、此度会計官中通商司ヲ被建、追々商律御取設相成候間右様之儀一切廢絶被仰付候、此旨相達候事。<sup>(58)</sup>

と、府藩県による米穀を始めとする諸品の買占めを一切禁止し、会計官中の通商司に依って「商律」を定めることになった旨が伝えられた。「大略」以前の達しには、「商律」という言葉は全く見られなかったが、ここに「大略」を採用して「商律」を立てる決定がされたといつてよい。

翌二十四日、通商司に対して「追々商律ヲ可被為立タメ左之條件御委任候事」と「物価平均流通ヲ許ルノ權」・「兩替屋ヲ建ルノ權」・「金銀貨幣之流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ權」・「開港地貿易輸出入ヲ計リ諸物品ヲ指揮スルノ權」・「廻漕ヲ司ルノ權」・「諸商職株ヲ進退改正スルノ權」・「諸商社ヲ建ツルノ權」・「商税ヲ監督スルノ權」・「諸請負法ヲ建ツルノ權」といった九カ条にわたる広範な権限が与えられた。<sup>(59)</sup>

二十七日には三都府、諸開港場の地方官へ「我皇国商律未タ備ハラズ財ヲ生スル道未タ隆ナラス、今也各国相往來シ通商開クルアツツテ金銭物価其平均ヲ失シ上下ノ疲勞日ニ甚シ、故ニ」九カ条の権限を通商司に与えたので「三都府并諸開港場地方官能々土地民情ヲ審ニシ、通商司ト熟義戮力処置可致事」と命じた。

「商律」を立てるといふ新たな通商司政策の目標は、五代の「大略」をもとに設定されたと言つてよいが、「大略」と六月の太政官達は合致しない。「大略」では「金銀紙幣ノ相場及物価ハ政府之ヲ立ルノ權ナシ」と、金銀紙幣相場と諸物価への政府の介入を否定していた

のに対し、太政官達では「物価平均流通ヲ許ルノ権」や「金銀貨幣之流通ヲ計リ相場ヲ制スルノ権」を通商司に与えている点が相反しているのである。

五代の意見書がどのような改変を経て六月の太政官達に至ったかは不明であるが、商慣習を「成則」へと明文化し「同業相扶」の法をたてるという五代の構想は、「商律」や「両替屋」「商社」「蒸気飛脚」という言葉のみを残して、岩倉の意見のような、通商司主導の官による流通統制の側の意見によって変質されていることが明らかである。そのために、通商司の指導により設置された商社から加入漏れした民間商人からは、政府に対する不満が湧出し、「束縛ノ法」<sup>(60)</sup>として商業と商則は「支離」していくこととなったのである。

### 第三章、「商律」確立政策の課題と展開

第二章でみた「商律」を立てるといふ通商司政策の目的は、どのような課題を含み、いかに推移したのか、通商司政策と渋沢栄一の著書に関連付けて、その点を論じる。

本章(2)でみる渋沢の思想研究は多岐に渡るが、近年渋沢と儒教の関連が見直されている。特に坂本慎一氏は、日本近代化の問題を西洋近代思想の輸入として捉えることを相対化し、渋沢の活動・思想の源泉を彼の儒教(徂徠学)思想に求めた。その著書の中では本章でも取り上げる『立会略則』について、政府の市場不介入を説く自由主義思想に裏打ちされたものという従来の説を否定し、渋沢が学んだ後期水戸学とくにそれに影響を及ぼした徂徠学にその根拠をみた。そして『立会略則』は、商業者・官僚いずれも国家・公的意識をもった「国

臣」たるという忠君愛国の信条があれば「私権」すなわち自由が保障される、と官民あるいは公私の二項を止揚したという論旨を展開した。しかし、同氏の研究では渋沢の学問・思想的背景を重視する一方で、『立会略則』を発行した明治四年に至る国内商業の実態については、「列強の脅威」にさらされる一方で日本の中間層(田舎紳士)<sup>(62)</sup>がそれを打開する可能性を秘めた時期だと大掴みするに留まった。

渋沢が商業者、実業家を無知だと断定した要因や、政府が民間に過度な束縛を行ったと渋沢が認識している背景の検討が必要であろう。本章は、『会社弁』と『立会略則』にみられる渋沢の思想の直近の背景として、これまで本論で検討してきた通商司政策を設定し、「新潟一件」にみられる中央政府の新潟通商司批判との連関を重視しつつ論じる。

#### (1) 公律と私律の混同と国家大柄の侵害

まず、第二章で述べたように、「商律」を立定するという政策目標は、明治二年五月の五代友厚の「大略」を基礎に同年六月の太政官達によって表明された。しかし新潟通商司によって立てられた商律はその意味を熟知して形成されたものとはいえない難いことが、「新潟一件」の史料から分かる。

第一章で掲げた明治三年三月十三日布告は、本野大参事によれば「商社において取立候義にて、曾て租税にては無之」<sup>(63)</sup>と一商社内の商律が県庁の審議を経ず、誤って触れられたものだった。のちに本野は「二ツは通商司ニ自便之取計為致、一ツは触書等更ニ不存」など監督不行届きと民蔵省より批難の対象となるが、「全く同人之罪ニ無之大蔵省之間違ニ而」という結論が出たため、三月十三日布告は、県庁が

全く感知する事なく新潟通商司および商社の独断で触れられた商律だと決着した。さらにこの商律に対して、民蔵省本省が加えたとと思われる「注解」が残されている。その一部を引く。

未だ法制禁令の要権をして、商社に属す体あるを聞かず、〔中略〕今此布告の如きは、則制法と禁令と加ふるに租務をして、併せて商社の手に属するの義なり、何ぞ註誤倒錯の甚しきや、故にもし其他ノ商法定規なく、商売相共に自由を得ざるの弊ありて、通商司此れを修治せざるを得ざるとせば、能く其由を審にし、本省に稟議し、これを地方官に令して調理を得せしむべきものなり。つまり三月十三日布告のような体裁と内容の商律を発するという事は、商社が制法と禁令と租務を併せ持つことに等しく、私が公の枢要な権をもつという倒錯した行為をしていると厳戒している。

同様な事態は三月十三日布告に限らない。新潟において為替会社と通商会社を設立する際、新潟通商司が認可した会社の「掟」とそれへの民蔵省本省の「注解」もある。<sup>(65)</sup>以下に注解の付された部分のみ抜粋する。なお「注解」部分は「」で示してある。

#### 掟

今般為替会社・貿易商社御取立、商法御改正之御趣き厚相心得、商業盛大 御国内普通之議、専ら尽力可致事、

「此掟社中にて定むる所の私律か、將た政府司法官の禁令か、不言して弁すべきものなり、立文の体裁、甚その当を得ざるなり」

一、両会社法律之儀、東京規則各卷通相心得可申事、

「会社にて定むる私権の約束をさして法律と称するは、字面不当の極なり、僅々の辞弊、終に全体の旨趣を註誤するに至る、宜しく改正す可し、」

#### 〔中略〕

一、外国交易は御条約面之通相守、売買之時は当社へ届出可申事、但、御制禁之品売買或は密商働候もの於有之は、速に訴出可申事、

「外国交易は御条約面之通相守義を、社中記憶のため掲載するはさることなれども、他の商売の商品時々商社へ可届出と揭示するは、其義甚た適当ならざるなり、畢竟地方官・海関稅務官は何故の設なるや、社中輩、其旨了解せるは恕す可きなれども、通商司官員に於ては、此れ公法正理を錯誤し、政体を紊乱するの義にて其責頗る大なるへし、但し書の旨趣に於るも同義たり、」

一、諸国之産物入船之節荷數品、訳を以届出候は、売買至當に取計可申事、

但、抜荷其他不正之取計いたし候は、取糺之上、其品取揚ぐ可申事、

「商売の商品を売買する、素より自由の私権を有す、今其商法の更に流通を便にせんことを謀り、却て権束拘留の所置あらは、これ惡湿居卑の尤甚しきものなり、故に此旨趣を改め、商人の望に任せ、社中にて売買するを得りきの意味にせは可なら敷、但し書の意味は、商社へ届け出ざるものをして抜荷とするか、これ權束の尤甚しきもの也、且不正の品売買を監視糺督するは、固より有司存す、何ぞ商社の手を仮らんや」

實際ならば「掟」は、①商社社員によつて取結ばれ、②新潟通商司が商社から認可申請を受け、③新潟通商司が東京本司へ照会するといふ手順を採るべきであるが、「掟」自体が通商司官員と商社社員の連署で取結ばれ、両者の差出の体で東京通商司に認可を要請している。

この手続きについても「国法に公権・私権の別あり、決して犯違混淆すべからず、通商司と商社の如きは是なり、若し商社をして政府の官衙に齒せは、是れ政府其国の大柄を握に擅政の権を以て、商法を事とするの義にて、其害小々ならず、通商司の官員に於ては、其利害区分などは疾に了解ありて、従事すべきもの也」と述べている。

これらの注解に共通なのは、公権と私権、具体的には「商律」に関して公律と私律を混同している点を厳しく戒め、国法には公私の別があるという点を説いている点である。明治二年六月の一連の太政官達や本野の通商司に対する解釈のように、通商司の権限はあくまで地方官との協議によって商法を指導し、商社が立てた商律の可否を糺すことにあり、積極的に商律の制定に参与する存在ではないのである。それに反した「商社をして政府の官衙に齒」しかねない状況は、「是れ政府其国の大柄を握に擅政の権を以て、商法を事とするの義」であると、政府が強大な権力行使して商業を統括していると思われる。こうした危機感を政府に抱かせていたといえよう。つまり、立法過程における公律と私律の区別の認識が希薄だという実情があったのである。

## (2) 渋沢栄一の公私区別の啓蒙

前節でみた商律の形成（立法過程）における公私の問題を探るために、通商司の跡処理を担当した渋沢栄一の問題認識をみてみたい。

通商司政策の後、政府によって行われたのは『会社弁』と『立会略則』の発行と全国への配布であった。両書とも渋沢栄一により作成された大蔵省より刊行されたものである。<sup>(67)</sup>『会社弁』の叙をかりてその発行目的と渋沢の通商面に対する現状認識をみてみよう。

まず、人はその「靈妙の智」と「相聚り相資け」ることで創造、化育をおこなってきたことを述べた後、長文だが以下のように続く。

農工商買の力作販鬻する私利を営むか如きも其実は物産の蕃殖を勉め、交易の享利を得る原始にして、即ち其國の盛且昌なる所以の基礎なり。〔中略〕然りと雖も、我邦従来沃土を以て宇内に冠絶し、他の供資を仰かざるより、通商の法に於るも亦自ら外國の如く精且密ならず、加之商売孤立し各自小利を営み、協同戮力して大利を謀る理を曉らす、往日の旧習に依て現今の當務を処す、是故に互市の權利唯彼に在りて常に簸弄を受く、其間立會結社商業の繁盛を謀り交通の利便を論ずる者ありと雖も、概子孟浪不稽に属し、或は公権を紊り、或は法制を斃り互に相障礙して終に共に樹立する能はず。〔中略〕是れ其素法定規なきによると云とも、其実は職業に服事する者之を反躬せざるに出つ、豈其責を免る可けんや、苟も能く之を患へは須く其理を求め其法を考ふ可きなり、是れ會社辨を刻して世に公する所以なり。

私利の営みに見える農工商業の実質は、國の繁榮であるにも拘らず、「我邦」では孤立した商業を行い協同によって「大利」を得るといふ論理を知らない。そのために結社を「立會」し商業を繁榮させようとも、「公権」をみだし、「法制」を破るなどにより果たすことができなかった。その原因は、「素法定規」が未整備なのは勿論だが、商人が積極的に國の商業を繁榮させようという発想に欠けているからである。こうした現状故に『会社弁』を刊行する理由があるというのである。

「或は公権を紊り、或は法制を斃り」の文言は、前の「掟」の「注解」で表された、国法に関する公権・私権の犯違混淆という内容と同様である。そして「素法定規」が未整備である、つまり商法・商律の

確立という通商司政策も果たされなかったという認識が示されている点は、注目すべきである。しかし『会社弁』では、国の繁栄のために商人に如何なる手法が必要であるのか、認識の転換と知識の教授、つまりは啓蒙が目的とされているといえよう。

そして「協同戮力」の具体的な模範は、『立会略則』に示されることになる。この書は会社を「通商会社」と「為替会社」に分けて論ぜられる。通商会社の章では、基本的に商業一般や会社一般に関して「泰西に官遊の時目撃耳聞くに任せて漫録せし」ものをもとに著述されている。本章では本論文の目的に沿って「通商会社」の章をみていく。

まず「主意」では、「商」及び「商社」に関する一般論が記され、本章でも既に指摘した「私権」に関する定義が示されている。

商とは物を商量し事を商議するの義にして人々相交し相往来するより生ずるものなり。物と事とについて各思慮勘考するの私権（私権とは人々その身に附きたる通義にして他人の犯し妨げ得ざるものをさして云う事にして法度に拘はるものにあらず）によりてこれを論究し、其是善悪可否を考へ、相融通して俱に利益をもとむるこそ商の本義といふべし。

「商」を、「物」について考え「事」を協議すること、人の交際や往来により生ずることであると定義した。「私権」は生まれながらにして人に備わる他人に妨げられないもの、と定義されている。人にはそれぞれが他者に妨げられることなく思い、考える「私権」があるというのである。ここでは、「商」の本義は「私権」を前提としているという考えが示されている。そして、

「商」は「私権」を前提としている」故に通商の道は政府の威権

をもつて推し付け、又は法制を以て縛るへからず。されは苟めにも役人たるもの商業にたつさはれば必ず推し付け又は縛る等の弊を生ずるものなり。是政府商業をすへからざる所以なり。

と、商業は、政府が関与すれば威権による押付けや法制による束縛といった弊害が生じる、と原則的な政府の排除を示した。

「主意」の最後は、私権を有する個人が集まった商社も私権を有するという論理が解かれ、「会同一和」する人は「物産の繁殖をたすけ国民の職本を盛んにする」と全国の公益を考える必要性が説かれる。私権を前提とする「商」の本義が、全国の公益を謀ることになうことを若干強引ながら論じている。

「制限」では、商業取引や商社の設立の際に取り交わす「定約規則」の違約を防ぐ手段が示される。

定約規則を立るに当りて詳かに其の主意を書取り政府の免許を受へきものとす。

社は私の社にして政府の社にあらず。故に政府の免許を受るは、唯其主意と定約規則との政府の掟に都合ふや触合はざるやを伺うのみにて会社と政府とは全く公私判然たれば、商業に於ては決して政府の威権を仮るるへきものにあらず。

「定約規則」の違約を防止する手段として、「定約規則」を免許制にすることが述べられている。そこで強調されているのは、政府の「掟」との分界であって、あくまで公私を区別すべきことを糺している。そして「其定約規則等国法に触れ合ふ事なければ何地何人を論せず、政府之准さざるを得ざる筈なり」と商業の自由という視点を示している。

一方、政府官員に対して述べられた部分もある。  
其身官にあるか、又は殊に法令に關係するの職務ある者の如きは



商社を結ぶへからさるものとす。

あくまで政府官員の職務は、「定約規則」を審査し免許を与えること<sup>(68)</sup>と、政府より新しく商業に関する命令があった場合に商社へその簡条を伝え、遵守させることであると、商社の「私権」は犯してはならないことが述べられている。

以上より、『立会略則』では結社と公益の追求の促進を商人に対して教授する一方、商人・商社と政府の境界、もしくは私と公の境界を明確にする意図が含まれていた。商業が「私権」を前提としている点<sup>(69)</sup>が確認され、「私権」を有する商人が結社した商社も、同様に「私権」があることが明らかにされた。この点は、商人・商社に対しては自らに政府から犯されない「私権」という領域が確保されていることを啓蒙し、一方で政府官員に対しては、政府の威権や束縛が及び得ない領域が商人・商社にあるということを教授したという意味をもつ。

しかし、商人・商社の結んだ「定約規則」を審査して免許し、遵守させる権利は政府官員にあり、「私権」を基礎とする「定約規則」私律」と「政府の掟」公律」の間の境界を明確化した。そして「会同一和」する者は、公益を勘考しなければならないと「私権」を公益に結びつけ、これらを官民双方が遵守すれば、商業及び流通が円滑に促進され、我邦の繁栄が実現できるといふ双方共通の目的がかなう道筋を示した。

### (3) 小結

こうした洪沢の認識と「新潟一件」を併せて考慮すれば、通商司政策は、商社の結んだ「私権」を基礎とする「定約規則」私律」と「政府の掟」公律」の分界の未確立に挫折の主たる要因があったことが考

えられる。西洋近代国家との対外交渉を開始し、法治国家たることを要請された明治政府にとつて、「公法正理を錯誤し、政体を紊乱する」公律と私律の未分化という致命的な問題が、これまで挫折要因として挙げられてきた「公私混合」といふ言葉の中にあつたのである。

従つて、通商司政策によつて着手された「商律」の形成は、商業上の公私あるいは官民の問題が、立法に関する公律と私律の境界の明確化と関連付けて勘考されねばならない、という課題を提起した点で意義があつた、と肯定的に捉えることもできる。ゆえに、その後の「商律」形成の政策は洪沢の二つの刊行書に見られたように、国家意識面（忠君愛国）では公私を止揚しつつも、法制面では公律と私律の分界を明確化してその境界を遵守しながら推進していくことになる<sup>(70)</sup>と考えられる。

### おわりに

新潟一件は、外国の抗議により発覚した事件である。実際にパークスは新潟通商司に執拗な攻撃をしたツールプに対して賛辞を贈つている<sup>(71)</sup>。しかし一件の処理過程や内容を検討すると、新潟通商司の政策は外国からの政策への抗議により頓挫したというよりも、行政の形成過渡期という中において通商司が置かれたことにより、自壊した側面を捉える方が正確であろう。従つて、そこで明らかになった課題を捉える必要がある。本論文は新潟一件の検討から、外国関係問題の処理過程とその変化、通商司政策が商律形成を標榜しつつも立法権との境界が不明確のままであつたこと、通商司が規則不備のままであつたこととの露呈、といった諸点を明らかにできたと考える。

先述のように、明治初年の行政や政策はその形成途上にあり、不十分であった。開港場における問題の処理過程に注目すれば、外務省と民部大蔵省と地方官の協議による一件処理は、情報伝達と意思疎通の面での複雑さや、両省間で文書や規則の重要性に対する認識の格差が際立った。この点は、井上馨が大隈重信・伊藤博文に宛てた書簡で「通商司為替通商両会社之義も只今之通不規則にては甚だ以後害可恐事と奉存候。何分此往百事手を下す、今少し下情も可成丈細密に洞知些少之事件にても規則後法と相成候様無之而は、始ては止み、実に人民之望を失し申候」と通商司、為替通商両会社に対する規則が必要であり、不備のままでは「人民之望」を失うことになると思告しているように、必ずしもその必要性を看過していた訳ではなかった。しかし、こうした両省の足並みの乱れが「新潟一件」には典型的に表れていた。外務省が外交事務に関する権限を民部・大蔵省から分離し確立するに至る一つ動機となったであろう。

商律の形成という、通商司政策の目的に関する地方通商司への共通意識形成が徹底されなかったことは、国家意識面における公私を問わない「国臣」意識の啓蒙が必要であったことと、公律と私律の分界の明確化という国家の保持する立法権に抵触する問題を孕んでいた。この啓蒙不足と反省は、「処務条規」と洪沢の二つの書物によって明確にされ、商人及び商社の認識のみならず、官吏への認識の改革を説いていた。

「新潟一件」によって明らかになった公私混同の内実は、商律と国家の立法権との関係性が問われる点で、通商司政策下の商業・流通が官営主義か民営主義かいずれの方針がとられたか、という議論とは異なる側面の問題である。両者が如何に関連して推移したか今後問われ

るべきである。加えて、明治二年六月の三つ太政官達が五代の「大略」以後どのような過程を辿って発せられたか本論では追求できなかった。従って、第三章で示した「注解」を政策不理解な新潟通商司の独断を矯正するものなのか、政府の流通政策に対する方針転換を示すものなのか断定できない。前者をとれば民部大蔵省の地方官員に対する啓蒙・指導不足ということになるし、後者を採れば通商司の地方官員を切り捨てることになる。併せて今後の課題としたい。

## 註

(1) 丹羽邦男「明治維新の土地変革―領主的土地所有の解体をめぐる―」(近代土地制度史研究叢書第二巻、御茶の水書房、一九六二年初版、本論では一九七八年改訂版を参照)

(2) 千田稔「初期殖産興業政策論―廃藩置県以前の通商司と工部省―」(『一橋論叢』六八―四、一九七二年)。通商司を工部省設置により本格化する殖産興業政策の前段階とする研究は複数ある。例えば石塚裕道『日本資本主義成立史研究―明治国家と殖産興業政策―』(吉川弘文館、一九七三年)、山本弘文「初期殖産政策とその修正」(安藤良雄編『日本経済政策史論』上、東京大学出版会、一九七三年)など。

(3) 小岩信竹「明治初年に於ける金札時価回復政策と諸藩領主権の中央統轄過程―金札正金引換政策を中心に―」(『土地制度史学』一四―二、一九七二年)

(4) 中村尚美「大隈財政の研究」(校倉書房、一九六八年)

(5) 岡田俊平「商法司・通商司による通貨供給政策」(『成蹊大学経済研究』一八、一九六三年)

(6) 新保博「維新期の商業・金融政策―通商会社・為替会社をめぐる―」(『社会経済史学』二七―五、一九六二年)。他にも為替会社に注目した研究が多数ある。

(7) 菅野和太郎『日本会社企業発生史の研究』(経済評論社、一九六六年)

(8) 間宮国夫「明治初年における通商司政策」(『社会科学討究』一三―二、一九六八年)

(9) 藤村通「明治財政確立課程の研究」(中央大学出版部、一九六八年増補版)

(10) 間宮氏前掲論文、一九六八年、三四二―三四三頁。

(11) 間宮氏も行政上の欠陥を指摘しながら、そこへは深く立ち入らず「外的な契機によって事実上の破綻を示す」と総括したに留まる。(間宮氏前掲論文、一九六八年、三四二―三四三頁)

(12) 従って、この時期の行政や政策は文字通りの意味を帯びていない。しかし、差し当たりこれらに代る的確な言葉を筆者はまだ持ち合わせていないので、本論では行政や政策といった言葉を用いるが、あくまで形成途上期にあることを踏まえた上で使用していることを述べておく。

(13) 湯川文彦「明治初期外交事務の形成」(『明治維新史研究』七、二〇一一年)

(14) 明治初年の官制の変遷は、坂本多加雄『日本の近代2 明治国家の建設』(中央公論新社、二〇一二年)、第二章を参照。

(15) 『法令全書』(明治二年、内閣官報局、一九一二年)、九二頁。

(16) 『法規分類大全』(第十、内閣記録局、一九九一年)、五二二頁。

(17) 『太政官日誌』(明治二年、第五一―六〇号)

(18) 『法令全書』(明治二年、内閣官報局、一九一二年)、二三五頁。

(19) 『法規分類大全』(第十、一九九一年)、五二二―五二四頁。

(20) 前掲『法令全書』(明治二年)、二三五頁。

(21) 『法規分類大全』(第十、一九九一年)、五二七―五三〇頁。

(22) 明治初年の越後地方は、新潟港での外交と越後の内政を如何に機能的に処理するかを巡って府県、機構の改廃が繰り返された。

明治二年中頃には水原に府庁を置く越後府と外交事務のみを担う新潟県が設置され、同年八月には越後に柏崎県(五郡)・水原県(二郡)・佐渡県の三県体制が敷かれ概ね廃藩置県まで続いたが、内政と外交の連携を強く主張する勢力からの反発は強かった。三県うち水原県は当初府庁を内陸の水原に置いたが、府庁の機構が徐々に新潟港を管轄する同県分局の新潟局に移され、事実上、水原県統治の中心となったために、明治三年七月に水原県は新潟県と改称された。他方、明治二年七月の版籍奉還後の官制改革で府藩県の政治を監視する按察使が設置され、十月にその一つとして越後按察使が置かれた。このとき水原県知事(後の新潟県知事)の三条西公允が按察使次官を兼務していた。従って「新潟一件」の時期は、水原県↓新潟県であり、県知事は按察使次官を兼務した三条西であった。(新潟県編『新潟県史』通史編6、近代一、一九八七年、一一三―一二三頁。及び、溝口敏磨「明治三年(新潟県)の成立」『新潟県史研究』三、一九七八年。)

(23) 「新潟港ニ通商司ノ出張所ヲ設置シ派遣官員ニ委付スル事務ヲ限定ス」(『太政類典』第一編・第十七卷・官制・文官職三、国立公文書館蔵)。

(24) 按察司判官兼新潟県大参事(『職員録』明治二年・官職通鑑巻

三」国立公文書館蔵)。本野盛亨(周造)は天保七年生まれで佐賀藩出身。同藩士八田晋の長男。安政四年蘭学を志して適塾に入塾した。万延元年長崎で英語を学び、佐賀へ帰藩後、藩主鍋島閉叟に用いられ海軍作興に尽くす。慶應三年藩主鍋島直大と共に横浜に入り、江戸の兵火回避のためパークスら外国公使団との取次に奔走した。維新後は神奈川県御用掛、水原県大参事、新潟県大参事、神奈川県大参事、横浜連上書所事務取扱を歴任し、明治五年外務一等書記官として英国へ赴任した。明治二〇年に官界を引退後、盛亨が第一号の創刊に参与した読売新聞社の社長に就任した。明治四二年に七三歳で逝去。盛亨の長男一郎、その子盛一と孫盛幸の四代に渡って外務省に勤める家系であった。(芝哲夫「適塾門下生に関する調査報告(11)」(『適塾』第三号、適塾記念会、一九九一年)、二〇九〜二二三頁。)

(25) この時まだ県名は水原県であり、県庁は水原にあった。しかし、県庁としての機能は新潟町に事実上移っていたため厳密には新潟分局の名で統治していたが、史料では「新潟局」と「新潟県」が混同して用いられている。(注10参照)

(26) 近世期の新潟町の町支配は、新潟町を支配した長岡藩の城下町長岡町の組織機構を摸したとされ、町奉行の下に肝煎(検断)―年寄(町老)―横目(町代)となっていた。町役人には豪商が任命され、検断職にはとくに由緒ある豪商が就き、町政を統括していた。三月十三日布告は新潟局から検断へ触れられていることから、この時も新潟町において近世期の町支配機構が温存されていたことがわかる。(『新潟県史』通史編三、近世一、一九八七年、六四三〜六四五頁)

(27) 「外務省宛新潟県書翰」(『新潟通商司之処置貿易ヲ妨害スル旨英国公使抗議一件』符号五、外務省外交史料官蔵B55051)

(28) 「明治三年四月廿二日応接書」(『英国公使抗議一件』符号八)、「明治三年五月三日応接書」(同符号九)、「明治三年五月廿二日応接書」(同符号十)。

(29) 三條西公允「御用備忘」(『大隈文書』く02 04867 0069、早稲田大学図書館蔵)、明治三年四月二八日の条。三條西家は藤原氏北家閑院流の一家で、三條家庶流の正親町三條家の分家。江戸時代の家禄は五百二石で、明治維新に至り華族に列する。公允は七卿落ちの季知の子で十七代当主。明治元年皇太后宮権亮、二年八月侍従、同年十月水原県知事、後「当分越後国按察使兼勤」、三年三月水原県廃止及び新潟県設置により新潟県知事となる。同年六月十七日に県知事辞職。同年十月には「新潟県知事職中不都合」により謹慎処分となった。その後は教部省に出仕した。明治十七年には維新の勤王廷臣として伯爵を賜っている。(大塚武松編『百貫履歴』下巻、日本史籍協会、一九二八年、三〇三〜三〇五頁。)

(30) 「明治三年五月三日応接書」(『英国公使抗議一件』符号九)

(31) 「明治三年五月廿二日応接書」(『英国公使抗議一件』同符号十)

(32) 『法規分類大全』(第十、一八九一年)、五三二〜五三三頁。

(33) 『外務省の百年』(上巻、原書房、一九六九年)、六一頁。

(34) 湯川氏前掲論文、三頁。

(35) 寺岡寿一編『明治初期の官員録・職員録』(第一巻、『明治初期歴史文獻資料集』第一集、寺岡書洞、一九七六年)

(36) 県庁から関戸由義通商少佑(在新潟出張通商司)に書類を申請したが、関戸は東京から出張してきた原口千健通商少佑(為替会社通商会社掛)が手控えのみしか持参しておらず、申請書類は送れないと返簡があった(「関戸宛庶務方・外務方書翰」、「庶務方宛関戸書翰」(「商社輸入商品課税二関スル新潟県及英普領事交渉書類」『大隈文書』イ14A2327 早稲田大学図書館蔵)。

(37) アダムスの強い非難と、本野大参事の危機感、近々英国公使パークスが北陸地方を巡視する予定であったことが関係している。「御用備忘」明治三年六月十五日の条では、「東京住着、英公使十五十六日頃軍艦ニテ南部津軽秋田へ立寄、未日新潟上陸、上田米沢」と記されており、公使の巡視を目前に控えていた。三條西公允は明治三年六月十七日に県知事を辞職し、十九日に後任は宮内権大丞平松時厚と決定した(「新潟県編『稿本新潟県史』第一巻、国事刊行会、一九九一年、九頁)。そのため『御用備忘』に英公使訪問の記述はなく、平松の新潟赴任は十月であり、現地に県知事不在のときにパークスは訪れたことになる。他方、英国書記官アダムスは五月二十九日に初めて新潟に来航したため、それに備えて、初めて来航する外国公使や岡士に対する待遇に関して、新潟県と外務省の間で協議をしていた(「稿本新潟県史」第十五巻、一六〇〜一六一頁)。アダムスの非難はその直後の出来事であり、新潟県における対外国応接の未熟さを露呈する事になった。六月七日付の新潟県から外務省宛ての申達の最後に「各国公使見廻之節二至り、右躰対応不都合之義共有之候而者何様不敬粗暴之挙動可致も難斗、其辺厚く御含置被下」たいと、対応の不手際があった。では「不敬粗暴之挙動」を招きかねないので通商司あるいは民蔵

省へよく言い聞かせておいて欲しいと述べた。

(38) 『法規分類大全』(第十、一八九一年)、五一三頁。

(39) 沢、伊達宗城民部卿、大隈民部大輔、パークスによる。

(40) 「明治三年七月十日応接書」(「英国公使抗議一件」符号二十

三)

(41) 「民部省宛外務省往簡」(「英国公使抗議一件」符号二十四)

(42) 「民部省宛外務省往翰」(「英国公使抗議一件」符号二十六)

(43) 「明治三年八月三日応接書」(「英国公使抗議一件」符号二十八)。

外務省は九月十三日に太政官に対して「各開港場出張通商司不都合ノ議申立」をするに及んだ(前掲『外務省の百年』上)。

(44) 「本野盛亨書状」(「山城国京都平松家文書」国文学研究資料館蔵、36F/00300)

(45) 「本野盛亨報告書」(「山城国京都平松家文書」国文学研究資料館蔵、36F/01284)

(46) 「明治三年十一月朔日応接書」(「英国公使抗議一件」符号三十

五)

(47) 「大蔵省沿革志」(『明治前期財政経済史料集成』第2巻、改造社、一九三四年)、九一〜九二頁。

(48) 『法規分類大全』(第十二、官職門第十、官制、大蔵省第一、一八九一年)、二二頁。

(49) 「通商司ノ処務条規ヲ立定ス」(「太政類典」第一編・第十八巻・官制・文官職制四、国立公文書館蔵)

(50) 『法令全書』(明治二年、内閣官報局、一九二二年)、九二頁。

(51) 日本史籍協会編『岩倉具視関係文書』(第八巻、一九三五年)、三二七頁。

- (52) 藤村通氏は前掲『明治財政確立過程の研究』（一九六八年）で『五代友厚伝』を根拠に、「大略」は明治二年四月頃に作成され、同月の岩倉・伊達宗城・大久保利通・大隈重信と会談した際に伝えられたと推測し、六月の太政官達の基礎は「大略」であるとしたが、六月の太政官達との相違点については検討していない。
- (53) 日本経営史研究所編『五代友厚伝記資料』（第一巻、東洋経済新報社、一九七一年）、三十頁。
- (54) 同前。
- (55) 『明治財政史』（第十三巻、丸善、一九〇五年）、三枝一雄『明治商法の成立と変遷』（三省堂、一九九二年）三一～五八頁。
- (56) 『五代友厚伝記資料』（第二巻、東洋経済新報社、一九七二年）一八〇～一八八頁。なお第一次会は起業公債証書の得失について議論された。
- (57) さらに付言すれば、五代は幕末期に薩摩藩がパリ万博に派遣した一行に随員した。その後モンブランと貿易商社契約を結び、欧州を実地踏査した。こうした外国との契約締結の経験と欧州調査は、のちの五代の商律立定と商社構想に影響を与えていると考えられる（大久保利謙「五代友厚の欧行と、彼の滞欧手記『廻国日記』について」（『史苑』二二―二、二〇〇四―頁））。
- (58) 前掲『法令全書』（明治二年）、二三五頁。
- (59) 同前。
- (60) 山本弘文「初期殖産政策とその修正」（安藤良雄編『日本経済政策史論』上、東京大学出版会、一九七三年）。
- (61) 例えば、坂本慎一『渋沢栄一の経世済民思想』（日本経済評論社、二〇〇二年）、松川健二「行動の指針としての『論語』―義

- と利の間」（渋沢研究会『公益の追求者・渋沢栄一』山川出版社、一九九九年、所収）、植松忠博「渋沢栄一の『市場と国家』論」（京大社会思想研究会『再構築する近代―その矛盾と運動』全国日本学士会、一九九八年）などがある。
- (62) 坂本氏前掲書、二〇〇二年、第二章。
- (63) 「外務省宛新潟県書翰」（『交渉書類』所収）
- (64) 「英国公使抗議一件」符号三四（外務省外交史料官蔵B337-1）
- (65) 「県庁ニテ不承知之分」（『交渉書類』所収）
- (66) 同前。
- (67) 福地源一郎訳『会社弁』（大蔵省、一八七二年、「大隈文書」文庫08C0206）、早稲田大学図書館蔵を参照、渋沢栄一『立会略則』（大蔵省、一八七一年、「大隈文書」文庫08C0218、早稲田大学図書館蔵を参照）。『会社弁』は英国学士ウエイランド、英国学士ミル、蘭学士ニーマンの各々の経済書の一部を摘出し翻訳したもので、叙を渋沢が執筆している。
- (68) 明治四年十一月の県治事務章程には「諸会社を許す事」があり、府県で設立案の作成、大蔵省への稟議、という課程を経る許可制の採用に反映されている。明治五年十一月の国立銀行条例發布以後の銀行設立の出願に対しても、一々社則を点検しその可否を調査、既成法への抵触や公衆への妨害がない事を確認してから許可する方式がとられた。明治六年十一月の大蔵省達では、地方官を経て本省へ稟議する統一的な会社設立出願の手続きを定め、明治十一年七月の変更まで改正を加えつつ持続された。（三枝一雄『明治商法の成立と変遷』三省堂、一九九二年、四三～四四頁）

(69) 青柳正俊『開港場新潟からの報告―イギリス外交官が伝えたこと―』(考古堂、二〇二二年)、一八八―一八九頁。

(70) 『伊藤博文関係文書』(一、塙書房、一九七三年)、一二四―一二五頁。